

# 経 済 産 業 省

20170614商局第5号  
平成29年7月3日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正  
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成29年7月3日から適用する。ただし、この通達による改正後の規定の適用については、平成30年7月2日までは、なお従前の例によることができる。

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号） 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項（略）</p> <p>2 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1) 電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電気ストーブにあつては、次に適合すること。</p> <p>a 赤熱する発熱体を有し、その発熱体が外部から見える構造のものにあつては、遠隔操作機構（有線式のものを除く。）の操作によって電源回路を閉路できないこと。ただし、高所取付け形のものにあつては、この限りでない。</p> <p>b 赤熱する発熱体を有するものにあつては、保護柵又は保護網を取り付けてあること。この場合において、保護柵又は保護網は、直径50mmの鋼球が通過せず、かつ、発熱体に接触しない構造であること。</p> <p>c bに掲げるもの以外のものにあつては、発熱体には別表第四1</p>	<p>別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号） 別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機</p> <p>1 共通の事項（略）</p> <p>2 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(1) 電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター</p> <p>イ 構造</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 電気ストーブにあつては、次に適合すること。</p> <p>a 赤熱する発熱体が外部から見える構造のものにあつては、遠隔操作機構（有線式のものを除く。）の操作によって電源回路を閉路できないこと。ただし、高所取付け形のものにあつては、この限りでない。</p> <p>b 赤熱する発熱体を有するものにあつては、保護柵又は保護網を取り付けてあること。この場合において、保護柵又は保護網は、直径50mmの鋼球が通過せず、かつ、発熱体に接触しない構造であること。</p> <p>c bに掲げるもの以外のものにあつては、発熱体には別表第四1</p>

(2)ハの図に示す試験指が接触しない構造であること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

d 電気ストーブの器体の内部配線であつて、可動する部分に接続するものにあつては、機器を通常の状態に置き、定格電圧に等しい電圧を加え、通常動作状態で50,000回(往復で1回とする。)動作させたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、附表第三の2の絶縁耐力試験を行つたとき、これに適合し、かつ、各部に異状が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

e bの保護枠又は保護網に、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施さないこと。

f 赤熱する発熱体を有するものにあつては、次の(a)及び(b)に、明瞭に判読でき、かつ、理解しやすい用語により、当該機器からは、使用初期段階において揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行う旨を表示すること。

(a) 機器本体の見やすい箇所

(b) 取扱説明書その他の製品に添付する書面

g 赤熱する発熱体を有し、その発熱体が外部から見える構造のものであつてスイッチをもつものは、不用意な操作ができない構造であること。

適否は、JIS C 9335-2-30 (2017) の22.110A項による。

h 赤熱する発熱体を有し、その発熱体が外部から見える構造のものにあつては、製品が転倒している状態では通電しない構造であること。

(2)ハの図に示す試験指が接触しない構造であること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

d 電気ストーブの器体の内部配線であつて、可動する部分に接続するものにあつては、機器を通常の状態に置き、定格電圧に等しい電圧を加え、通常動作状態で50,000回(往復で1回とする。)動作させたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が30%以下であり、附表第三の2の絶縁耐力試験を行つたとき、これに適合し、かつ、各部に異状が生じないこと。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

e bの保護枠又は保護網に、塗装又は接着材料を用いた表面加工を施さないこと。

f 赤熱する発熱体を有するものにあつては、次の(a)及び(b)に、明瞭に判読でき、かつ、理解しやすい用語により、当該機器からは、使用初期段階において揮発性有機化合物及びカルボニル化合物が最も放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行う旨を表示すること。

(a) 機器本体の見やすい箇所

(b) 取扱説明書その他の製品に添付する書面

適否は、JIS C 9335-2-30 (2017) の22.110B項による。

ロ～ホ (略)

(2)～(108) (略)

3 (略)

附表第一～附表第十 (略)

ロ～ホ (略)

(2)～(108) (略)

3 (略)

附表第一～附表第十 (略)